

令和四年第二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年一月二十五日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前九時五十九開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は、案件数が多く、三密を避けるため、休憩を二回入れさせていただきます。職員の入替えを行います。

また、事務局からの説明は簡潔に、要点、要旨を明確にさせていただきますようお願いいたします。

まず、次第の1、令和四年第一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案二件と事務局からの報告が十八件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第一号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第一号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第一号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、いずれも、令和四年度に新たな職の会計年度任用職員を任用するために改正する必要があるものでございます。

三枚目の資料、新旧対照表を使って御説明させていただきます。

一点目、一八分の七ページを御覧ください。下から二段目になります。学校事務嘱託員の新設でございます。東京都において、学校事務職員の産休、育児による欠員対応の職として、新たに職が新設されたことに併せまして、区においても、学校事務嘱託員として職を新設いたします。

二点目です。一八分の一一ページを御覧ください。一番上です。学校医療的ケア看護師を区立幼稚園、認定こども園にも適用するため、項中に「区立の」の次に「幼稚園、認定こども園及び」を加えます。大変申し訳ございませんが、ここで資料の修正をお願いしたいのですが、児童の前に「幼児、」を入れていただけますでしょうか。漏れておりました。児童の前に「幼児、」を加え、改定いたします。

三点目でございます。一八分の一二ページを御覧ください。不登校特例校分教室に在籍する生徒への養護に関するを行うために、新たな職として、不登校特例校分教室養護教諭を新設いたします。

それぞれの職における任用資格につきましては、一八分の一五ページ、一八分の一八ページの別表第2を御覧ください。

最後に、恐れ入りますが、表面にお戻りいただき、附則を御覧ください。改正後の規則の施行日でございますが、令和四年四月一日でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第一号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員
の設置に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二 議案第二号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第二号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第二号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例を令和四年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容については、資料の最後に添付の条例新旧対照表の一〇分の八ページを御覧ください。区立瀬田小学校改築に伴い、瀬田小新BOP学童クラブの活動場所を隣接する瀬田中学校内に変更する必要が生じたため、第三条第二項別表中、下から二段目にあります瀬田小新BOP学童クラブの活動場所の欄の表記につきまして、左側の改正後の欄のとおりに改めるものでございます。

なお、本条例は令和四年四月一日からの施行となります。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果（案）について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果（案）について御説明いたします。

本件につきましては、1に記載のとおり、十月以降、二回にわたり、委員の皆様から様々な御意見等をいただいております。

本日お配りしました報告書（案）は、これまでいただいた御意見等を踏まえて加筆、修正を行い、巻末に学識経験者からの御意見を加えたものとなります。本日は、改めて報告書（案）全体を御確認いただき、御意見等をいただければと思います。

今後の日程につきましては、本日の御意見などを反映させた報告書を二月八日の第三回教育委員会定例会で御審議をいただき、決定させていただきたいと存じます。その後、区議会への報告を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○亀田委員 まず、これまでの意見を一つ一つ丁寧に御検討いただきまして、お礼申し上げます。ありがとうございます。御担当の方や各課におかれても、かなりの事務量であったのではないかなと思います。ありがとうございます。

個別の意見が二点だけあるのですが、その前に、総論として二点申し上げます。と思います。

本日のこの会議で、この点検、評価も含めて、教育委員会として決定する計画が五つ報告事項になっています。そのうち、この点検、評価だけ次回審議となっており、あとの四つは、スケジュールを拝見すると、三月策定となっています。あとの四つの三月策定というのは、この会議で決定するという意味でよろしいかどうか。教育委員会として策定するわけですので、この会議で議事として審議、決定するというのがあるべき姿ではないかなと思っています。まさに、こうした計画を決定するというのがこの会議の役割だと思っております。この点、三月の定例会であとの四つについても決定するという理解でよろしいかというのが一点目です。

二点目が、今申し上げたように、本日の報告事項で同じような計画が幾つかあります。前にも申し上げたところなのですけれども、内容が重なる計画というのは、誰にとっても分かりにくく、また、しかも手間、コストがかかるものと思います。今回はこのような形としても、次回作成の際には、これらの計画は統合したほうがいいのではないかなと思っております。

個別の点をあと二点だけ申し上げたいと思います。

豊かな知力の育成のところ、二〇ページの一番下のところで、発展的学習について盛り込んでいただいておりますが、ここを以前も申し上げたように、

「小学校高学年における発展的学習について、教育研究校の取組みの中で推進

し、広げていく」という修正をお願いできればと思います。

二点目が特別支援教育のところ、四三ページの下から五行目のところで、特別支援教室の保護者会についても盛り込んでいただいているところなのですが、これだと、全校にという趣旨が伝わりにくいと思いますので、四三ページの下から五行目を「『特別支援教室』等の保護者会が全校で開催されるよう、学校と保護者の連携や」という修正をお願いできればと思います。

○安藤教育総務課長 まず、一点目の今回の教育委員会で三月に報告、公表していくことについて決める必要があるのではないかと、今回、ないしは二月二十八日のところでの意思決定が必要ではないかという御趣旨でよろしかつたでしょうか。お話しした三月に区議会へ点検及び評価の結果を報告する、それから、点検、評価の結果をホームページ、区政情報コーナー等での公表ということについての進め方について、もし御意見等がございましたら本日はいただき、そのことも含め二月二十八日に教育委員会としての確認をいただければと思います。いかがでございますでしょうか。

○知久教育総務部長 補足をさせていただきます。四つの計画についての決定は教育委員会で決定すべきであるという御質問だと思いますので、通常の流れですと、今回は案ということでお出ししております。教育委員の皆さんからまず御意見をいただいて、さらに議会のほうでも御意見をいただいて、三月に決定をしていく流れになりますので、最終段階でお諮りさせていただくのがよろしいかと思えます。

あと、内容の異なる計画を今回幾つか出させていただいているのですけれども、来年度から新たなビジョン、次期ビジョンについて策定に、準備に入っていきますので、その辺は、できるものはそれぞれ統合していこうということで考えております。

○亀田委員 昨年度は、三月策定というのがこの会議で諮られずに、そのまま

計画が策定されておりましたので、念のため申し上げたところなのですが、今御回答いただいたように、この会議で決定ということでもよろしくお願いいたします。

○隅田教育研究・研修課長 先ほど二〇ページの調整計画につなげる視点、課題と方向性のところにおきまして、発展的な学習について、小学校高学年における教育研究校の取組みの中で推進し、共有していくという形で記載をいたします。

○渡部教育長 今の返答についてなのですが、高学年に限ってやっていくということでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 まずは、そこに対象を絞ってというところで始めていくと……。

○渡部教育長 高学年を対象を絞る……。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 前にお話をしたときには、高学年だけではなくて、やはり全ての学年においても発展的な学習は必要だろうというところから、今回のことでは、亀田委員からは、特に高学年という、そういうなかなか持て余す子どものことについてお話をいただいています。来年度については高学年に絞ってということにするという……。

○隅田教育研究・研修課長 研究校という形でいいますと、そういった形で、まずは小学校高学年からというところで進めていきたいと考えています。

○渡部教育長 研究校を高学年からやるということでもよろしいですか。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 まだ決定はしていなかったと思うのですが、では、今回は高学年というところで絞ってやっていくということにするということ……。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 では、これはもう一回確認をさせていただいた上で、次回にお答えをさせていただきたいと思えます。

次の特別支援教室のことについては、毛利教育指導課長。

○毛利教育指導課長 前回御意見いただいたものを今回追記しているわけですが、今御意見いただいたように、全校で開催されるようにということが伝わるように修正したいと思っております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。全体を通してよろしいでしょうか。それでは、次に行かせていただきます。

(2)第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画(案)について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画(案)について御説明させていただきます。

本件につきましては、八月に素案を報告させていただき、委員の皆様から様々な御意見等をいただいております。また、九月にはパブリックコメントを実施し、区民の皆様から百四十三件の御意見をいただきました。詳細は、後ほど、別紙3を御覧ください。本日お配りしました調整計画(案)は、これまでいただいた御意見や区民の皆様様の御意見等を踏まえ、加筆、修正を行ったものとなっております。本日は、改めて調整計画(案)の全体を御確認いただき、御意見等をいただきたいと思います。存じます。

今後の日程につきましては、本日の御意見などを反映させていただき、調整計画(案)を一月三十一日の文教常任委員会に報告する予定です。最終的には、三月中の策定を目指して取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 この計画についても意見を反映いただきまして、ありがとうございます。

四点だけあるのですけれども、一点目は、三六ページの現状と課題のところ、せたがや11+について言及されています。今回、キャリア・未来デザイン教育について言及されています、この文章を拝読すると、せたがや11+は維持しつつ、その中でキャリア・未来デザイン教育に重点を置くというように読み取れます。そうすると、せたがや11+の図というか一枚紙をどこかに掲載したほうが、その内容が分かるのではないかなというのが一点目でございます。

二点目が、四七ページの特別支援教育の部分ですけれども、取組み内容のところの一つ追加をお願いできればと思います。内容は、「感覚や行動の特性のチェックリスト及びその対応ガイドラインの作成、試行」というのをいただきたいと思います。後のほうで出てくる特別支援教育の計画にも言及いただいているところなので、この調整計画の中でも明記いただければと思っています。その趣旨を簡単に申しますと、通常の学級の担任の先生方の中には、お子さんの特性、特に感覚の特性について十分理解が及んでいない先生もおられるかなと思っておりまして、前回申し上げた制服の件なども恐らくそうだと思いますけれども、そこを通常の学級の担任の先生方に御理解いただきたいというのがその趣旨でございます。

三点目が、七三ページのところで、先ほど申し上げたように発展的学習のところに、「小学校高学年における発展的学習について事例集の作成等により推進」というのを入らせていただきたいと思います。補足しますと、先ほど教育長からお話しいただきましたけれども、世田谷の場合、小学校高学年の課題とというのがやはりあると思っております、それは、生徒指導上の課題というよりは、むしろ学習上の課題ではないかと考えるところですので、その点は、こ

これまでの施策に加えて新たな取組みが必要ではないかという趣旨でございます。

最後四点目が、九六ページのところで、不登校等への取組みの充実で、この令和四年～五年度の取組みの下から二つ目の黒丸のところで、「別室登校児童・生徒への支援」というのを書いていただいていますので、「支援の拡充」というのを入れていただければと思います。これは不登校のアクションプランのほうでも拡充となっていますので、私としてはぜひ全校に思っているのですけれども、できるだけ広げていただきたいという趣旨でございます。

○渡部教育長 今、四点いただきました。

まず、一点目の三六ページのせたがや11十の扱いについていかがでしょうか。

○毛利教育指導課長 現在、キャリア・未来デザイン教育ということで推し進めておりまして、三九ページに、今回、分かりやすくコラムという形で示させていただきました。これに伴いまして、せたがや11十についても、今、図も含めてキャリア・未来デザイン教育が中心になるように改定を進めているところですので、現状のものをここに入れてしまいますと、少し分かりづらくなるかと判断をいたしました。今、抜いております。追記の仕方については検討させていただきます。

○亀田委員 趣旨は理解いたしました。一方で、ここはキャリア・未来デザイン教育にある意味特化しているのですけれども、それ以外の課題が、世田谷の教育の方針として、それはどこにあるんだろうということになりますので、これは重要な課題ではありませんけれども、それ以外の課題の方針というのを、ここに間に合うように教育委員会として議論して載せたほうがよかったなと思いつつ、何かしら工夫いただければと思います。せたがや11十を載せることにごだわるわけではないのですけれども、これだけでは世田谷全体の方針として

はやや重点化し過ぎているかなとも思いますので、何らかの工夫をいただければと思います。

○毛利教育指導課長 世田谷の抱えている課題と取組みが網羅できるようなものをどのような形で載せられるかということで、検討させていただければと思います。

○亀田委員 学校に対するメッセージとしても、前も申し上げたように、せたがや11+を学校要覧とかに掲げている学校もいらつしやいますので、それを教育委員会として取り下げなのか、維持するのかというのは明確にしたほうがいいのではないかなと思います。

○渡部教育長 では、私からも補足させていただきます。せたがや11+という言い方で今までは発出してきました。しかし、乳幼児教育というところまで幅を広げようということで、11+という言い方だと誤解を受けるのではないかということもありましたので、せたがや11+の成果を引き継ぎつつ、キャリア・未来デザイン教育という名前に変えていくという、「世田谷9年教育」から11+にあって、そして、それがまたキャリア・未来デザイン教育に変わってきたという内容です。ただ、その説明の仕方については課題があるかなと今思いましたので、そこは検討させていただきます。

それから、このキャリア・未来デザイン教育というのは、世田谷の教育を全て網羅するような形でつくっているものであるのです。ただ、表現の方法が少し分かりにくいと思っています。このキャリア・未来デザイン教育の中に探究的な学びも入っているという形になっています。あとは、先ほど課長が申し上げたような教育の課題については、来年度の重点だけここに載せているので、やはり誤解を受けるかなと思っていますので、その表記の仕方については、今後検討させていただいて載せさせていただきたいと思います。

○亀田委員 基本的に教育長のおっしゃるとおりでよろしいかなと思います。

三九ページのコラムがあるがゆえに、世田谷の方針はこれにつきていようように読めるので、そのあたりを工夫いただければと思います。

○渡部教育長 分かりました。工夫をさせていただきます。

それでは、二つ目に行っていたいでいいでしょうか。四七ページです。

○毛利教育指導課長 では、四七ページの件ですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、通常学級に勤務している教員が特別支援的な視点を持つことは大きな課題だと思っており、そこを育むことの大切さを認識しております。

この記入の仕方について検討はさせていただきたいと思います。

○渡部教育長 次が七三ページです。私から答えさせていただいてよろしいでしょうか。七三ページのところ、先ほどと重なる話になっています。それで、小学校の高学年におけるということです。私たちとしては、今までの授業の在り方が、やはりそういうふう画一的になってしまっていたと。だから、今後、ICTを配置することで個別最適な学びになっていく、それが授業改善につながっていかねければいけないと考えていくと、本来は、学力の高いお子さんも、低いお子さんも改善によってかなり変わっていくはずなのです。だから、本来、発展的な学習だけを取り上げてやっていくということではなくても、いずれはなっていくはずだという狙いを基に、ICTを個別最適化というところを私たちとしては考えています。だから、そこでも、学力の高いという高学年の問題も、全てがそこに網羅されていけば、解決されていくのではないかという考えに基づいています。今のこの段階で高学年に焦点を当てるのか、または授業改善というところに焦点を当てるかについては、こちらのほうで少し考えさせていただいて、その上で、またどういう形で取り組むかというところを考えていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

それでは次に、九六ページの支援の拡充のことについて、これはいかがでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 御指摘のありました別室登校の児童・生徒への支援ということですが、今現在進めているところでもありますので、引き続き拡充ということを考えていきたいと思っております。

○渡部教育長 亀田委員のさっきの四点に関してよろしいでしょうか。

それでは、ほかのことに關していかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に進めさせていただきます。

次に、(3)物損事故の発生について、本件に関して、田中学務課長より説明をお願いします。

○田中学務課長 それでは、物損事故の発生について御報告させていただきます。

1の事故の概要です。(1)日時、(2)場所、(5)の相手方は記載のとおりです。(3)と(4)の内容と損傷の程度ですが、松原小の川場移動教室の帰路のバスの車内で引率教員がバス内の格納式テレビに接触して、その部品を破損させたものです。その部品が破損したことにより収納ができなくなり、交換が必要になったものです。

2の事故後の対応ですが、相手方とは、誠意を持って示談交渉を進めていきたいと思っております。また、移動教室の行事につきましては、本事案を踏まえて、一層の安全管理を徹底するよう学校長等へ指導を行い、再発防止を図ってまいります。

御心配をおかけし、申し訳ございません。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)通学路における合同点検の実施結果について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、通学路における合同点検の実施結果について御報告申し上げます。

1、主旨につきましては、記載のとおりでございます。

2、実施内容の(1)国からの依頼内容についてですけれども、国の実施要領では、学校、PTA、道路管理者等が連携して、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道など、車の速度が上がりやすい、大型車の進入が多いなどの危険箇所を中心に点検することとされております。なお、今回は、全ての通学路に対する一斉の再点検を求めるものではなく、これまでに実施した合同点検などを補完するものとなっております。

次に、(2)区の対応についてです。区では、小学校全六十一校を対象とし、国の実施要領に基づいて実施した五十二校については、各学校で抽出した合計四百二十か所を十月から集中的に合同点検を行いました。また、残りの九校につきましては、毎年の学校やPTAなどによる安全点検をもって、今回の合同点検に代えるとしております。合同点検につきましては、今回の対応とは別に四年に一度実施しておりますので、その実績も踏まえての判断と理解しております。なお、教育委員会では、九校での安全点検の結果を確認し、道路管理者などに必要な安全対策の実施を検討していただくよう依頼する予定でございます。

次に、3、合同点検の実施結果についてでございます。裏面を御覧いただきたいと思えます。点検箇所四百二十か所のうち、既に対策を実施したところが百五十か所、今後予定しているところが百七十三か所、検討中・実施見送りとしているところが九十七か所となっております。点検箇所の主な状況でございます。

ますけれども、自動車がスピードを出している、運転手から見えにくい、道幅が狭く児童と接触する危険性が高いなどの箇所が多くございました。また、資料には記載はございませんが、自転車の運転マナーに関することも多く挙げられております。次に、実施済み・実施予定の主な対策でございますけれども、カラー舗装やポストコーンの設置など、記載のとおりとなっております。次に、検討中・実施見送りの主な対策についても、資料に記載のとおりでございますが、先ほど御紹介した九十七か所のうち実施見送りと判断されたものは二十八か所でございます。そのうち、信号機に関するものが十四か所、横断歩道に関するものが五か所で、スクールゾーンに関するものが五か所となっております。いずれも交通規制に係るものとなっております。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、三月の中旬に点検結果を区のホームページに掲載いたします。これにつきましては、これまでと同様に、学校ごとに、周辺の地図に点検箇所と対策の内容を表記するとともに、また、別に一覧表で点検箇所ごとに点検をした理由、対策案、検討状況など、詳細な情報を掲載することといたしております。また、四月には、毎年開催している通学路安全対策連絡会において、警察や道路管理者、学校、PTAの代表など、関係機関と点検結果を共有しまして、より緊密な連携を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今回、点検ということで、多くの関係者の方々によりまして点検していただいたことに、まず、感謝申し上げます。この点はお子さんの命に関わることで、適切に対応していく必要があるというのは、私が申し上げるまでもないと思います。

その中で、先ほどの検討中・実施見送りについて御説明いただいたところなのですけれども、この検討中とか実施見送りの判断は、各学校で判断するといふよりは、区全体の見地からリスクを判断して、優先順位をつけていくというのが適切ではないかなと考えるのですけれども、この実施見送りとか検討中の判断はどういった形でされているか、教えていただけますでしょうか。

○山下学校健康推進課長 先ほど実施見送りとして二十八か所御紹介させていただきました。点検の結果、道路の構造に関するものとか、交通規制に関するものとか、それぞれ担当として、道路管理者、また警察も実際に現場に立ち会って、学校やPTAの方とその場で話し合いながら、こんなことが考えられるというところで対策の案を出すのですけれども、特に信号機だとかスクールゾーンのことだとか、信号については、設置の基準もいろいろございます。ここに欲しいと、設置したいという場合も、既に設置してある信号機との間隔が狭かったり、横断歩道に関しても、設置するにしても、そこで歩行者が待機するスペースがないだとか、そのようなことで、いろいろ条件的に適さないというようなところで、それぞれの担当の関係機関で一旦判断をしているという状況でございます。また、その結果を、今後、学校、PTAに戻して、必要であれば、引き続き検討していくことになろうかと思えます。

○亀田委員 状況を理解いたしました。通学中にお子さんが巻き添えになった以前の事件も、たしか、かねてから住民の方からは不安の声があったと聞いております。今御説明いただいたように、関係者の御判断ということと同時に、担当者だけでなく、区全体としてそのリスクについて判断したほうがいいのかと思いますので、その点はまた今後御検討いただければと思います。

○山下学校健康推進課長 ただいま御意見いただきましたので、より関係機関と連携を図りながら、よりよい対策を進めてまいりたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)議会の委任による専決処分分の報告（児童の負傷事故に係る損害賠償額の決定）、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、議会の委任による専決処分分の報告（児童の負傷事故に係る損害賠償額の決定）について御報告申し上げます。

1、主旨についてでございますが、本件は、令和三年四月二十七日開催の教育委員会定例会において、学校事故に関する損害賠償請求が発生し、請求人とは示談交渉を進めていく旨を報告しておりまして、このたび示談を進めるため、令和四年一月十七日に、地方自治法第百八十条の規定に基づく専決処分を行いましたので、その旨、御報告いたします。

2の事件の概要等について御説明いたします。令和元年十月二十八日に、世田谷区立小学校でクラブ活動中に発生した児童の負傷事故について、学校に安全配慮義務違反があるとして、区は損害金百六十二万円及び通院付添いに関する損害賠償請求を受けました。請求人は訴外での話し合いを希望しており、区は示談に向けて代理人弁護士と話し合いを続けてまいりました。区は損害賠償額について、負傷事故の慰謝料算定に用いられる一般的な算定基準を基に請求人と交渉を重ねた結果、百四十五万円とすることで合意に至りました。

3、合意内容につきましては、記載のとおりでございます。

4、損害賠償額についてですが、区が加入している自治体総合賠償責任保険で全額補填されることを確認しております。

5、専決処分日につきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)世田谷区債権管理重点プラン令和四年～五年度（二〇二二～二〇二三年度）について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 引き続きまして、私から、世田谷区債権管理重点プランにつきまして御報告申し上げます。

1の主旨でございますが、現行のプランの趣旨を引き継ぎまして、未来つながるプラン二〇二二―二〇二三（実施計画）との整合を図りまして、新たに令和四年度から二か年にわたる債権管理重点プランを策定いたしましたので、御報告いたします。

資料を一枚おめくりいただきました、A3判の資料1を御覧いただきたいと思えます。まず、中央の囲みの部分にございます第2項、これまでの取組みにおける実績評価と課題を御覧いただきたいと思えます。(1)実績でございますが、現行のプランでの取組みについて、①から⑦までを記載しております。⑦の口座振替利用促進と納付機会の拡大につきましては、スマートフォンアプリを利用した電子マネー決済による納付を令和三年九月一日より、国民健康保険料及び介護保険料で開始しております。また、令和四年四月から、特別区民税につきましても開始をする予定となっております。

続いて、その下の段でございます。(2)課題です。これまでの実績を評価した上で、そこから生じた課題につきまして、①から⑤まで記載をしております。⑤の自治体情報システムの標準準拠システムへの移行につきましては、右側にございます第4項の今後の取組みのところで御説明をいたします。

次に、一番上の囲みの部分の第3項、プランの目的と考え方を御覧ください。真ん中の部分にありますプランの目的でございます。令和三年九月の区議会での企画総務常任委員会で推進状況を報告した際、目標設定は根拠を持って

設定するべきではないかという御指摘をいただきました。そのことも踏まえまして、本プランにおいては、新たに目標設定に関する説明の項目を設けてございます。①から⑤につきましては、プランの考え方の五つの柱を記載しており、これらの考え方に基づき、各債権の取組みを作成しております。

次に、右側中段の囲みの第4項を御覧ください。こちらは、第2項の(2)課題を踏まえまして、今後の取組みを(1)から(6)まで掲げております。

主な取組み内容としましては、(2)の滞納の未然防止でございます。DXの推進によりまして、インターネットから口座振替の登録の手続きを可能とするWeb口座振替受付サービスを令和四年四月より開始し、口座振替の利用促進を行ってまいります。

(3)徴収体制の強化では、特別区民税において、滞納整理の早期着手の観点から、これまでの催告の手法に加え、ショートメッセージサービスを利用した催告を導入いたします。また、特別区民税、国民健康保険料、生活保護費においては、預貯金照会電子化サービスを導入し、効率的な財産調査、差押え等の行政処分を実施し、より一層の徴収体制の強化に努めてまいります。

最後に、資料2の冊子を御覧いただきたいと思っております。最後のほうのページでございます、二八ページ、二九ページをお開きいただきたいと思っております。学校給食費に関する個票になってございます。

左側に、令和二年度までの収納状況についてお示しをさせていただいております。

右側が令和四年度以降の目標について記載をしております、4の目標の欄にございますが、現年分の目標としている収納率が九九・五%、また、滞納繰越分が二九・五%と設定してございます。こちらは、平成三十年度に達成したこれまでで最も高い収納率を再度目指すものでございます。

6、目標実現に向けた取組みについて御説明いたします。先ほども触れまし

たが、Web口座振替受付サービスを活用いたしまして、口座登録率の向上を図ってまいります。現状、学校給食費におきまして、申請書を頂いて手続きが完了するまで二、三か月要しておりましたが、最短で一週間で手続きが完了する見込みとなっております。また、特別区民税、国民健康保険料等での活用がされております電子マネーの決済につきましても、今後、導入を検討してまいりたいと考えてございます。

恐れ入ります、かがみ文にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、本プランにつきましては、一月三十一日、文教常任委員会に報告後、二月に区のホームページに掲載し、公表する予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)から(9)までの案件につきましては関連する案件でございますので、続けて報告させていただきます、その後、御質問、御意見をいただきます。それでは、(7)区立幼稚園用途転換等計画の見直しの方向性について、続いて、(8)世田谷区立弦巻中学校・松丘幼稚園改築整備方針の変更について、最後に、(9)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業の見直し検討状況についてお願いします。それでは、(7)、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、(7)区立幼稚園用途転換等計画の見直しの方向性について御説明をいたします。

1の主旨でございますけれども、平成二十六年度に区立幼稚園用途転換等計

画を策定いたしました。幼児教育・保育の無償化等の影響によって、ここ数年、区立幼稚園の入園者数が大幅に減少するなど、社会環境が大きく変化していることを踏まえて、用途転換等計画の見直しについて方向性を取りまとめましたので、報告するものでございます。

2の現状についてでございますが、恐れ入りますが、五ページ目の後ろ、別紙①というものを御覧いただいでよろしいでしょうか。五ページ目の後ろに別紙として表を載せております。こちらにつきましては、平成二十六年年度当時、九園ございました区立幼稚園のうち、五園を区立認定こども園、四園を私立認定こども園に移行する予定でございましたが、現在、多聞幼稚園と塚戸幼稚園は、それぞれ区立の幼稚園型認定こども園、私立の認定こども園に移行をしております。また、区立松丘幼稚園と砧幼稚園につきましては、それぞれ弦巻中学校、砧小学校との複合化によって用途転換する計画が進んでおりましたが、現在、延期、または計画見直しとなっている状況でございます。その他の幼稚園につきましては、ほかの公共施設との複合化の時期などに合わせて行う予定となっており、現時点では未定となっております。

行ったり来たりで恐縮ですが、一ページ目にお戻りいただいでよろしいでしょうか。一ページ目の下のほうの②でございますけれども、用途転換後の状況についてですが、まず、一つ目、多聞幼稚園につきましては、開設当初、区立の初めての認定こども園ということで様々な課題が生じておりましたが、人員体制の整備やノウハウの蓄積も進み、現在では、幼稚園と保育園の両方の要素を融合した安定した園運営が行われている状況でございます。

二つ目として、塚戸幼稚園ですが、こちらについては開園当初から定員を幼稚園枠、保育枠とも満たしており、要配慮児も受入れを行いながら、今、区も必要な連携、指導を行いながら運営を行っているところでございます。

二ページ目の(2)を御覧いただきたいと思えます。区内乳幼児教育施設の入

園状況でございますが、参考で載せております表を見ていただくと分かる通り、区立幼稚園では、幼児教育・保育の無償化などの影響を受けまして、新入園児数が急激に減少している状況でございます。後ほど、最後のページに、別紙②として、区立幼稚園在園児数の推移も添付しておりますので、御参照いただければと思っております。また、認可保育園においても欠員が生じている状況でございます。私立の幼稚園におきましても入園児数は減少傾向にございます。

三ページ目に進んでいただきまして、(3)区立幼稚園を取り巻く状況でございます。

①でございますが、いわゆる要配慮児童数は減少傾向にはあるのですが、全体の園児数の減少に比べると大きな減少ではないため、割合としては増加傾向にございます。また、令和三年九月には、いわゆる医療的ケア児支援法が施行され、学校設置者の支援の責務などが記載されているところでございます。小さく注で記載していますが、区立幼稚園には医療的ケア児が八名在籍しております。そして、そのうち七名が幼稚園の園児であるという状況でございます。

②三歳以上の教育・保育の共通化等、また、③多様な保育需要につきましまして、記載のとおりでございます。

四ページ目にお進みいただきまして、④教育・保育の新たな制度枠組みへの対応でございますが、昨年十二月二十日から教育総合センターの開設をいたしました、その中の乳幼児教育支援センターを拠点に、公立、私立、幼稚園、保育所等の枠を超えて、乳幼児期の子どもたちに質の高い教育、保育を提供する体制を構築していくことを目指しているところでございます。

⑤認定こども園の「保育教諭」の職種ということでございまして、幼保連携型認定こども園には、保育教諭という職種を置かなければならないことが法律で規定されているのですが、保育教諭の職務内容につきましては、保育士の職

務内容に類似している部分があることなどを踏まえまして、いわゆる福祉の中の職務名の一つとして位置づける方向性が、現在の特別区全体で確認をされているところでございます。

そういった状況を踏まえまして、3の見直しの方向性でございますが、まず、先ほども申し上げましたが、区においては、乳幼児期の教育、保育の質の向上を乳幼児教育支援センターを拠点に図ってまいりたいと考えております。

そのためには、区立幼稚園は、区内五地域の教育、保育の拠点として質の向上に向けた実践に取り組んでいくことを目指しております。また、配慮を要する子どもたちの受皿としての役割を果たしながら医療的ケア児の対応など、インクルーシブ教育、保育を積極的に推進してまいりたいと考えております。

その上で、(1)でございますが、まず、平成二十六年度に策定した用途転換等計画につきましては、様々な状況が変わっていることを踏まえまして、全体の見直しを行うことといたします。

(2)といたしまして、区では、当面、新規の保育施設の整備を見合わせるのとといった方針を出しておりますので、私立の幼保連携型認定こども園への転換を予定しておりました桜丘、八幡山、中町の三園については、見直しを行ってまいりたいと考えております。

(3)としまして、弦巻中学校との複合化に合わせて用途転換することを計画していた松丘幼稚園につきましては、ほかの幼稚園との集約化なども視野に入れた検討を進めるため、複合化による園舎改築は行わないという方向にしたいと考えております。また、令和五年四月からの新規入園申込みが開始するまでの間に、区立幼稚園の適切な規模や今後担うべき役割などを検討して、幼稚園全体の在り方について新たな計画を取りまとめいくことを想定しております。

五ページ目に移っていただきまして、(4)でございますが、医療的ケア児の

受入れが非常に多い砦幼稚園につきましては、区立小学校との複合化による改築の予定に合わせまして、医療的ケア児を幼稚園から小学校、新BOP学童クラブまで一貫して受け入れるモデル的取組みを行う幼児教育・保育施設として、必要な機能などの整備に向けた検討を行っていきたいと考えております。医療的ケア児のモデル的取組みの検討に当たりましては、学校全体の支援の在り方について検討が必要でございますが、教育委員会事務局のみならず障害福祉部とも連携して検討体制を組み、放課後児童健全育成事業も含めて、学校全体としての支援を検討してまいります。その上で、検討体制や方向性について今年度中に検討を進め、令和四年度早々に教育委員会にまた報告をさせていただきたいと思っております。

(5)につきましては、区立幼稚園の今後の役割でございますが、公立、私立、幼稚園、保育所等の連携や幼、保、小連携等を先導する役割などを記載しておりますので、御確認いただければと思います。

最後に、4、今後の取組みでございますが、令和四年七月をめどに、仮称ではありますが、区立幼稚園用途転換等計画を策定し、文教常任委員会と書いておりますが、もちろん教育委員会にも御報告をすることを予定しております。私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 続きまして、(8)世田谷区立弦巻中学校・松丘幼稚園改築整備方針の変更について、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、私からは、世田谷区立弦巻中学校・松丘幼稚園改築整備方針の変更につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、世田谷区立弦巻中学校、松丘幼稚園につきましては、中学校と松丘幼稚園を複合化するものとして、令和二年度より基本設計を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事務事業等の見直しにより、事業を見合わせておりました。この間、先ほど御報告があり

ました区立幼稚園用途転換等計画の見直しの方向性についてを取りまとめたことを踏まえまして、計画の見直し検討を進め、このたび改築整備方針の変更を取りまとめたことから、御報告するものでございます。

次に、2の整備方針の変更についてでございますが、(1)の基本的な考え方の主な変更点は、①といたしまして、松丘幼稚園との複合化を取りやめ、弦巻中学校は単独の改築といたします。②の棟別改築、③の仮設校舎の抑制につきましては、記載のとおりでございます。なお、三ページ目に既存の学校配置図を添付しておりますので、後ほど御確認を願います。

(2)敷地の概要でございますが、①の施設利用状況及び②の敷地概要は記載のとおりでございます。③の建物概要ですが、裏面を御覧願います。整備後の改築、改修の面積の内訳を記載しておりますとおり、改築後の延べ床面積は合計で約八千四百平米としてございます。

(3)施設面積の考え方ですが、普通教室を十二室、将来の生徒数の増加にも対応するワークスペースを三室、また、特別支援学級等の面積として六室分を確保いたします。

次に、3の概算経費についてでございますが、(1)の設計・改築費等を含めた概算事業費は約三十六・三億円を見込んでございます。

最後に、4の今後のスケジュールは記載のとおりでございますが、中学校の単独改築となりましたので、令和四年度に改めて基本構想を取りまとめ事業を進めてまいります。

御説明は以上となります。

○渡部教育長 それでは最後に、(9)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業の見直し検討状況について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、引き続きまして、私より世田谷区立砧小学

校・幼稚園改築事業の見直し検討状況について御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、世田谷区立砧小学校、砧幼稚園は、令和二年度に実施した設計施工一括発注方式による事業者選定プロポーザルが不調になったことから、この間、改築整備事業の手法等を見直したところ、事業費の大幅な増加が見込まれてございました。このたび事業費の縮減の検討とともに、先ほど御報告がありました区立幼稚園用途転換等計画の見直しの方向性についてを取りまとめたことから、改築事業計画の検討状況につきまして御報告するものでございます。

次に、2の改築にあたっての基本的な方針でございますが、(1)の整備手法につきましては、改築を契機に、敷地内の一部にある土砂災害特別警戒区域の指定解除を目指すとともに、小学校と幼稚園の連携を図るため、当初の整備方針のとおり、敷地を有効活用した複合化による改築といたします。なお、現時点における概算事業費は約六十八・三億円を見込んでおります。

(2)医療的ケア児の受け入れモデル校につきましては、先ほどの区立幼稚園用途転換等計画の見直しの方向性についての御報告でありましたとおりでございます。

(3)の施設の整備につきましては、令和四年度五月の児童推計等を踏まえた上で、改めて改築する施設規模及び概算事業費を算定してまいります。

最後に、3の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございますが、令和四年度にデザインビルドの事業者選定プロポーザルを実施し、事業を進めてまいります。なお、裏面に、施設配置計画図と現況の敷地周辺状況の写真も添付してございますので、後ほど御確認願います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 (7)から(9)までの三件の説明に対して、御質問、御意見がござ

いましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今朝の新聞でも、二十三区のほかの区で、待機児童の解消に伴って、次の課題を目指すべきみたいな記事があったかと思えます。この用途転換等計画の見直しの方向性の資料を拝見すると、待機児童数が減少したから、こども園への移行を見直すというように読み取れるのですけれども、こども園への移行というのは、もともと待機児童の解消が主な目的だったのか、あるいは、質向上ですとか、区民の方々へのサービスの向上が目的になっていたのかという点で、もし住民の方々へのサービス向上が目的であれば、待機児童数の減少にかかわらず、一定の方向性はあるのかなと思います。待機児童数とこども園への移行というのが直接関係しているのか、今後のこども園への移行の方向性について教えていただけますでしょうか。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 平成二十六年度に、区立幼稚園用途転換等計画を策定したときには、実は大きな柱が幾つかありまして、そのうちの一つがやはり待機児童の解消でございました。当時は待機児童もかなり多くて、やはり新たな保育施設をどんどんつくらなければいけないというところで、区立幼稚園のよさを生かしながら、保育的な部分、幼保連携型認定こども園ですと、大体半分ぐらいは保育枠というものを設けることになりますので、そういったところで保育待機児を受け入れていくということが、一つの大きな柱でございました。それ以外にも、先ほど委員がおっしゃっていたように、保護者のニーズ、特に認定こども園については、幼稚園の教育と保育園の保育的な要素、どちらも、教育も、保育もやってはいるのですけれども、融合した新しい施設ということで目指していくというところ、それももちろん大きな柱でございました。また、区立幼稚園の在り方を見直すというところも、そういった三つぐらいの大きなポイントがあったのですけれども、やはり待機児童が解消して、保育の定員も満たさない状況が出てきている中で、保育枠をたくさんつく

る、認定子ども園を私立とはいいながらもつくっていくのは、なかなか難しいのではないかという議論が今進んでおります。そういった意味で、私立の認定子ども園に移行する予定だった三園については、では、どういった施設がいいのか、それは違った形で、先ほど新聞でもありましたけれども、子育て支援もいろいろな形がございます。在宅子育て支援の拠点がいいのか、または、ほかの用途がいいのか、そういったことも含めて検討を進めて、来年七月に報告をさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員 御説明ありがとうございます。私からは、配慮が必要な子どもの対応について伺います。医療的ケア児については御説明いただき理解しましたが、保護者が日本国以外の外国籍の場合、小学校や中学校では既に様々な対策がなされているのが分かりやすく見えています。区立幼稚園や保育園での対応が同様に行われているのか、分かりにくく感じています。子どもというのは環境への順応性も高く、ご心配には及ばないと考えていますが、保護者の方は、どのようになっているのか、気になるところです。このあたりも織り込まれた内容になっているのか具体的に説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 まず、特に外国籍のお子様でございますけれども、やはり一定のお子様が生籍されております。その中で、まず、幼稚園案内を、外国語版というのを、作成して、配付できるようにしております。加えて、実は、翻訳アプリが入っているスマートフォンを各園に支給をしております。まして、保護者との会話の中で、その翻訳アプリが何か国語に対応できるか、三十か国語以上は多分対応できるアプリだったと思いますけれども、そういった中で、保護者との対応を進めさせていただいておりますし、子どもたちについては、委員おっしゃるとおり、非常に順応性が高いので、徐々に、最初は日本語になじみがなくても、教育、保育の中で慣れてくるというケースが非常に多いのに加えて、先ほどのアプリも活用しながら対応を進めているところでご

ございます。

その他の要配慮児につきましては、介助員を配慮の必要な程度に感じまして、就園相談によって判定をして、介助員をつけたりして対応させていただいているところでございます。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(10) 区立小・中学校の校庭整備における基本的な考え方について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、区立小・中学校の校庭整備における基本的な考え方について御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、区立小・中学校の校庭整備におけるグラウンドの仕様は、クレイ系舗装のうち、一般的にグリーンダストと呼ばれる仕様を基本としておりますが、一部の学校においては、天然芝、またはゴムチップ舗装による整備が行われている状況でございます。しかしながら、グリーンダストは砂ぼこりによる周辺環境への影響とともに人体への健康被害も懸念され、また、天然芝は芝生の養生期間の確保が必要なため、学校運営や地域利用への影響などが課題となっております。このような状況を踏まえまして、今後の改築、改修に当たっては、敷地状況に応じた校庭整備とする必要があることから、このたび校庭整備における基本的な考え方を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、2の区立小・中学校の校庭整備の状況と仕様につきましては、三ページ目以降に別紙1と別紙2を添付してございますので、後ほど御確認願います。

3の校庭整備の基本的な考え方についてでございますが、今後の改築、改修に当たっては、良好な教育環境の確保や環境保全の観点から、以下に示します

(1)のクレイ系舗装と一部天然芝の採用を基本としますが、今後も周辺環境を考慮し、学校ごとの敷地状況に応じて、(2)のゴムチップ舗装の採用の可否も判断してまいります。なお、人工芝の整備につきましては、他自治体における採用事例も見られますが、整備費が増額となること、また、自然環境への影響などが懸念されていることを踏まえ、新素材の技術開発などの動向について、引き続き調査研究を進めてまいります。

(1)のクレイ系舗装と一部天然芝につきましては、①から⑥の留意点を記載しておりますが、新たな砂塵対策としまして、①では、これまで基本としていたグリーンダストと比較して、ほこりが立ちにくい粒度調整を行った材質を標準の仕様としてまいります。また、④では、土壌を安定させる防塵剤を必要に応じて散布し、砂ぼこりの抑制を図ってまいります。

裏面を御覧願います。(2)のゴムチップ舗装につきましては、既にゴムチップ舗装を採用している学校も含め、地域特性を踏まえて採用を検討してまいります。

(3)の全面的天然芝生につきましては、学校運営や地域利用に支障を来している状況を踏まえ、新規の学校における採用はしないこととします。なお、第二校庭等の利用により学校運営に支障がない学校を除きまして、既に全面、またはトラック内に天然芝を採用している学校につきましては、(1)のクレイ系舗装と一部天然芝への改修を基本としてまいります。

最後に、4の令和四年度に校庭整備、改修を予定している学校につきましては、記載している三校を予定してございます。

御説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 悩ましいところだと思います。どれが環境にいいかということ

は、一概には言えないことだと思いますし、特に天然芝というのは、一見環境にいいように思われていますけれども、自然界に芝生だけが生えているという生態系はどこにも存在しないわけで、自然界とは違う生態系をつくろうとしますから、当然、人為的な手間がものすごくかかってくるということだと思います。ただ、人工芝などは、マイクロプラスチックの問題ですとか、そういうことも昨今言われておりますので、ぜひケース・バイ・ケースで、そこに適した、また、あるいはいろいろな技術開発も進んでおりますので、その辺の情報を得ながら現場で御判断をいただければと思っています。

○青木教育環境課長 澁澤委員がおっしゃられたとおりで、天然芝につきましても、人工的に作られている芝ということで、管理するに当たっても、例えば、芝刈り機のような機械を使って管理するということで、CO₂を発生させている要因がそれぞれあるのかなと思っていますので、学校の敷地条件に応じてよりよい校庭整備を進めてまいりたいと思っております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。
それでは、ここで管理職の入れ替えを行いますので、少し休憩を取らせていただきます。

午前十一時十分休憩

午前十一時十二分再開

○渡部教育長 ここで再開いたしますが、少し確認をしておきたいと思えます。事務局からの説明は簡潔に、要点、要旨を明確にして短時間をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、(11)損害賠償請求事件の判決について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 それでは、私からは、損害賠償請求事件について判決の言い渡しがあったので、御報告いたします。

事件の概要については、1に記載のとおりですが、令和元年五月十四日に訴状が届いております。本件については、当時、令和元年五月の教育委員会定例会でも報告をしている内容です。原告の主張について、1の(6)に記載のとおりでございます。いじめの行為に対して、精神的苦痛、また、病院で受診をせざるを得なくなったということについて、損害について賠償する義務があるというようなものでした。

2、判決ですが、令和三年十二月二十七日、東京地裁で判決の言い渡しがありました。原告の請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告の負担とするというふうな判決が言い渡されております。理由の要旨については、争点1、2、3いずれも主張は採用することができず、原告の請求は理由がないことから却下となっております。

私からの報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 原告の主張が採用されなかった主な理由というのは分かりますでしょうか。

○毛利教育指導課長 本件ですが、子ども同士のトラブルからいじめに発展したということで、学校はいじめの対応をしております。その対応について、本人の病院等の受診で不登校になった等についての関係が認められないというところでございます。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。確認なのですが、今のお話で、いじめ行為の有無については、いじめ行為はあったという判決になっているのでしょうかというか、理由になっているのでしょうか。

○毛利教育指導課長 いじめ発生として、学校も校内での対策委員会を開いておりますが、判決におけるいじめの有無は確認させていただきます。

○亀田委員 いじめは発生していたと、そのいじめの発生と不登校の関係性に理由がないという理解でしょうか。

○毛利教育指導課長 学校の対応については、ここでも懈怠の有無とありますけれども、学校が何もやっていないのではないかとか、そういうところは認められなかったという趣旨でございます。学校は適切に対応しておりました。

○亀田委員 繰り返しですみません。いじめの発生と不登校との関係については、判決の理由では何か言われているのでしょうか。

○毛利教育指導課長 不登校になっている事実はあるのですが、本件の学校の対応との因果関係が認められるというわけではないということです。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に行かせていただきます。

(12) 令和三年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、令和三年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定について御報告いたします。

資料の二枚目以降に、「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項がございますので、御確認をお願いいたします。

表彰の目的についてですが、文部科学省で学校教育において教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として表彰をしているものでございます。

では、本年度の結果ですが、一枚目、かがみ文にお戻りください。被表彰者は、記載のとおりですが、中学校の一名、駒沢中学校の内藤理恵指導教諭でございます。功績の概要は記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(13)教育DX推進に向けた取組みについて、本件に関して、齊藤教育ICT推進課長より説明をお願いします。

○齊藤教育ICT推進課長 それでは、かがみ文を御覧ください。1の本件の主旨でございます。一人一台のタブレットで学習したデータの活用などによる個別最適化された学びや、働き方改革により子どもたちに向き合う時間を増やすといった教育DX推進に向けた取組みを行ってまいります。

2の教育DX推進に向けた取組み内容は、別紙にて御説明しますので、右肩に別紙と記載された横判の資料を御覧ください。

一ページ、1、教育委員会の現状・課題と目指す姿です。教育委員会が抱える現状・課題と解決により目指す姿をこの二ページにわたって整理しております。

次の三ページ、2の教育DXの全体像でそれらを一枚絵でまとめております。実現のため、次ページ以降の取組みを行います。

四ページの表ですが、3の教育DX実現に向けた取組み・ロードマップでございます。教育DXの実現に向けた取組み内容と令和四年度からの取組み予定を続く五ページまで表で掲載しております。赤い星印は令和四年度に重点的に取り組む項目としておりまして、内容は、後ほどのページで御説明いたします。

続く六ページに、令和四年度の取組みとして、重点的な実施事項の概要と令和四年度の概算経費を記載しております。金額は記載のとおりとなっております。

して、参考に令和三年度の金額も記載しています。

続きまして七ページから、来年度、令和四年度の重点取り組みの内容を御説明いたします。まず、(1)システム統合及び学びのデータの共有・活用です。タブレット端末の学習データは、アプリ内に日々蓄積されておりますが、この図のとおり、学校生活のデータを管理している現行の校務支援システムがインターネットに接続されていないため、こうした学習データとの連携が行えない状態です。また、左側の絵にあるとおり、各機能が分散しているという形になっています。そうした状況を改善しまして、学校生活の情報と学習データの連携による個別最適化された学びですとか、分散された機能を統合し、効率的な運用を実現するために、統合型校務支援システムを導入いたします。また、ダッシュボードという機能で、データ連携によって児童・生徒の状況を可視化することができます。

続く八ページを御覧ください。子どもたちに関わる様々なデータを集約して一元管理し、個々の児童・生徒の状況変化を一目で確認できるようにして、教育効果の向上に生かしてまいります。導入に当たっては、十分な情報セキュリティ対策を行ってまいります。

続きまして九ページ、(2)教育ICTの統合支援です。個性や特性に応じた学びのさらなる推進や働き方改革を進めていく上で、学校へのサポート体制を充実させるために、ICT事業者による統合支援委託を導入しまして、保護者や学校等からの問合せへの切れ目ない対応やICT環境の整備とコスト最適化を図ってまいります。多岐にわたる取り組みを行ってまいります。特に星印の重点取り組みとしては、例えば、教員のリモートワークとして、多様な働き方による働き方改革のため、リモートワークをモデル実施を経て徐々に拡大することを行ってまいります。また、統合ID管理として、子どもたちが学習アプリを利用するときのIDを統合して、データ利活用の基盤としてまいります。

続く一〇ページには、統合支援（ヘルプデスクの統合）について記載しております。ヘルプデスクは、三種類のネットワーク別にこれまで分かれておりましたが、それらを段階的に統合し一本化するとともに、ICT支援員との連携を強化することで、対応の円滑化とコストの最適化を図ってまいります。

続く一一ページ、ネットワーク統合・全体コストの最適化です。三種類あるネットワークを段階的に集約し、クラウド上のシステムや教材の利便性を高めたり、端末等の統合など、コストと運用の合理化を行ってまいります。

もう一つ添付しております右上に補足資料と記載のある資料は、教育DXで教育現場がどう変化していくのか写真を交えて説明しておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

恐れ入りますが、一番最初のがみ文にお戻りいただきまして、3、令和四年度の概算経費ですが、記載のとおりの費用を見込んでおります。

4、今後のスケジュールは記載のとおりとなっております。

御説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。とても意欲的な内容で、全国的にも先進的な内容だと思います。特にクラウド化は実現までに様々な壁があると思いますので、ぜひ乗り越えて推進いただければと思っています。

一点だけ、先ほども御説明があったダッシュボードの取り組みもとてもよいと思います。ここで管理するデータをどういうデータにするかは、恐らくこれから御検討されると思いますので、例えば、国や、都や、区で行っている学力調査の結果を管理するためにも、学力調査の結果を経年比較できるようにするのが大事だと思いますので、そうしたことも含めて御検討いただければと思います。とてもすばらしい取り組みだと思います。

○澁澤委員 この取組みは、システムの改善というよりも、多分、これによって教育の質が大きく変わってくるという問題だと思えます。ですから、担当部署の方々が御努力されるということは大変だと思っておりますけれども、逐次、今、現場がどうなっていて、それにどういう対応をしようとして、どっちの方向に進んでいるかというのを、管理職の方々、あるいは教育委員も含めて常時共有できるような、その辺のコミュニケーションをぜひ積極的に取っていただけたらありがたいなと思っております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(14)世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）（案）について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 私からは、世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）（案）について御報告いたします。

資料につきましては、かがみ文のほか、別紙1から3の計四点となっております。

まずは、一枚目のかがみ文の1の主旨でございますが、基本的には記載のとおりでございますが、令和四年度、令和五年度までの二年間にわたる調整計画の案を取りまとめたので、報告するものでございます。

2の計画案の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、かがみ文、3の素案からの変更点でございます。素案からの変更点につきましては、別紙3に主な変更点として記載しているところでございますが、今回は、本編を使って、変更した箇所について、概要について御説明させていただきます。

それでは、早速ですが、別紙2、計画本編の一五ページをお開きください。

(2)インクルーシブ教育を支える体制の推進でございます。こちらは、記載の二段落目の下から二行目にございますように、また、世田谷区におけると記載

しておりますが、今回、社会資源を活用し、教育と医療、福祉等との関係機関との連携を通して、支援のさらなる充実を図る旨を追記しているところがございます。

続いて、ページ右側、一六ページでございます。調整計画の体系を記載しておりますが、大項目の1、中項目の2、小項目⑥でございます。「関係機関との連携」と以前は記載しているところでしたが、「関係機関との連携や保護者支援の充実」ということで、保護者支援の旨を追記しているところでございます。

具体的な内容、取組みにつきましては、一九ページをお開きください。一番下の段落の一行目後半からでございますが、こちらは、保護者の心理状態をよく理解した上で、保護者が周囲から孤立しないよう、長期的できめ細やかな支援が必要であり、特別支援学級の保護者会では、学校生活の悩みや進路の不安等を互いに相談しているという現状について追記しております。

続いて、一枚おめくりいただきまして二一ページでございます。年次別計画の表がございますが、その上の段落でございます。先ほどの現状を踏まえた取組みとして、特別支援学級や特別支援教室における保護者会が広まるように、学校へ周知していく旨について記載しております。

続きまして、計画本編の三〇ページを御覧ください。上から二段落でございます。研修動画をはじめということで記載しております。こちらは、学校全体で専門性や指導力を高めていくための必要な方策、指導スキルの段階的な向上、インクルーシブ教育に関する好事例のデータベース化など、ICTを活用した専門性向上に向けた研究、検討を行うことを記載しております。

次に、その次の段落でございますが、学習障害のある児童・生徒の指導や支援が充実できるよう、こちらにつきましても、教職員の専門性の向上やICT活用の促進、心理的な援助の充実などに取り組む旨を追記しております。

さらに、最後の段落でございますが、児童・生徒の特性を把握するためのチェックリストの有効活用に向けてということで、今回、通常学級において特別支援教室の利用を検討する際に、チェックリストを活用しておりますが、導入から五年経過することから、活用状況や効果について検証する旨を追記しております。

素案からの主な変更点につきましては、以上でございます。

お手数ですが、一ページ目のがみ文にお戻りください。最後に、4の今後のスケジュールでございますが、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。また、意見を反映いただきまして、お礼を申し上げます。

三点だけ申し上げます。

切れ目のない一貫した支援ということで、一九ページの二段落目で情報の引継ぎを記載いただいています。ここを拝見すると、就学前から小学校の情報の引継ぎ、中学から高校の引継ぎとあるのですけれども、小学校から中学校の引継ぎについても情報の共有が十分でないというお声もいただいております。そこで、二〇ページの取組み内容のところに、以下のような記述を加えていただけますでしょうか。「小学校と中学校との間でそれぞれ、特別支援学級、特別支援教室、通常の学級の担任の間で情報の引継ぎと進学後の児童・生徒の様子を共有する仕組みを検討する」と。特に小学校から中学校に進学した後、中学校から小学校へのフィードバックというか情報の共有が十分でないという、全ての学校ではないのかもしれませんが、そういうお声をいただいています。

ですので、御検討いただければと思います。

二点目が、同じく二〇ページの取組み内容で、今記述はないのですけれども、特別支援学級と通常の学級との間でお子さんの在籍学級を柔軟に変更できるようにすることが重要だと思います。そこで、在籍学級の変更の事例の収集と区内各学校への情報提供を行うというような趣旨を盛り込んでいただければと思います。

最後、三点目、三〇ページで、今、課長からも御説明いただいた通常の学級におけるチェックリストについて、前回申し上げた趣旨は、特別支援教室を利用するお子さんに限ってという趣旨ではなく、通常の学級に在籍しているお子さんについてという趣旨で申し上げたところです。したがって、この三〇ページの下から二行目のところで、全ての児童を対象に感覚や行動の特性を把握し、必要に応じた対応を考えることを検討しますというような、先ほど調整計画で申し上げた趣旨を追加いただきたいと考えます。

○柏原教育相談・支援課長 御意見ありがとうございます。三点いただいた内容につきましては、記載の方法も検討して、掲載するかどうかというところも含めて検討させていただきます。

ただ、一点、二点目にございました特別支援学級と通常学級の柔軟な対応というところに関しましては、今回、計画の中で特別支援学級の受入れ等を含めて、事例集というのですか、データベース化であったり、ガイドラインの作成もございますので、状況によっては、その中にこういった視点も盛り込んで対応していくことも可能性としてございますので、その点を御承知おきいただければと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(15)世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の一部改定（案）について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、続きまして、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の一部改定（案）について御報告させていただきます。

資料は、かがみ文と計画本編の二点となっております。

それではまず、一枚目のかがみ文を御覧ください。1の主旨でございます。こちらの特別支援学級等整備計画につきましては、昨年度の三月に策定したところでございますが、今般、人口推計の見直しに合わせまして、本計画について改定するので、その内容について御報告するものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。改正内容は記載のとおり三点ございます。まず、一点目が先ほど申し上げた世田谷区将来人口推計の補正の反映でございます。続いて、二点目が小・中学校自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の整備計画の見直しでございます。そして、三点目が中学校情緒障害等学級（通級指導学級）の制度終了に伴い、記載部分の削除でございます。

まず、一点目の世田谷区将来人口推計の補正でございます。こちらは、計画本編の三ページでございます。七月の将来人口推計による今後の児童・生徒数の推移につきましては、計画の三ページに記載しておりますので、詳細につきましては、後ほど御確認いただければと思います。今回、この推計に基づきまして、この後説明します自閉症・情緒障害特別支援学級を除き、小・中学校の各種別の特別支援学級等の利用ニーズを再算出し、計画案に反映しております。いずれの種別も、現在の総定数や暫定定数で補えるため、今回の人口推計の補正に伴う整備計画自体の変更は生じておりません。

次に、主な改正内容の二点目でございます。小・中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の整備計画の見直しでございます。恐れ入りますが、計画の九ページを御覧ください。まずは、小学校の状況でございます。現状につきまして、二校三学級、定員二十四名のところ、二十二名の児童が在籍しております。こちらの種別につきましては、この四月に開設した新しい種別ということ

もあり、現在も入級に関する相談も多い状況でございます。一方で、この種別につきましては、就学相談の実績が今年度の入級分のみということですので、当面の間、整備計画を立てるに当たりましては、入級者数の推移を見極める必要があるため、池之上小学校の開設を予定している令和六年度までの見込みを暫定的に算出し、長期的な推計については、令和六年度以降に算出することと変更しております。また、整備計画につきましても、現計画においては、令和六年度に池之上小への二学級の開設という計画になっておりましたが、先ほど申し上げたとおり、定員二十四名に対して二十二名の児童が在籍しているというところで、次年度の受入れが大変厳しい状況でございます。そのため、九ページ下の③に記載のとおり、令和四年四月に旭小学校に一学級の開設を予定しております。また、既設の多聞小学校に一学級を増設し、計二学級の整備を行う計画に変更しております。また、令和五年度におきましても、地域偏在の解消を踏まえながら、四月に新たに一学級開設する計画に見直しを行っております。

次に、計画の一七ページをお開きください。次に、中学校の状況でございます。まず、こちらにつきましても、小学校同様、当面の間、入級者の推移を見極める必要があることから、小学校に合わせて、まずは令和六年度までの見込みを暫定的に算出し、同様に、長期的な推計については令和六年度以降に改めて実施する形に変更しております。また、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、現在四学級、定員三十二名のところを二十六名の生徒が在籍しております。この中には、昨年度までであった不登校生徒の通いの場となっていた中学校情緒障害学級の通級指導学級の生徒も含まれておりますが、一七ページ下、③に記載のとおり、今年度末で受入れを終了するため、一学級を減らし、定数を三学級、二十四名に変更します。その上で、児童数の増加に対応するため、令和五年四月に新たに一学級を整備する内容に変更をしております。

す。なお、整備に当たりましては、地域偏在の解消も含め、地域バランスを考慮した学校を優先して整備していく予定でございます。

なお、小学校、中学校ともに現在も就学相談を受けている状況でございます。今後も、状況を見極めながら、状況によってはさらに計画の見直しを行っていく場合もございますので、その場合には、また速やかに御報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、一枚目のかがみ文にお戻りください。最後に、4の今後のスケジュールでございますが、こちらも記載のとおりとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。お子さんや保護者の方々の実情、ニーズに応じて柔軟に計画を見直しいただきまして、感謝申し上げます。

一点だけ、地域偏在について、計画の中にも記載されているところ、区の南側も設置の要望が一定数あると思います。物理的にはかなり難しいと思います。ソフト面も含めて、何らかの工夫を継続的に御検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○柏原教育相談・支援課長 御意見ありがとうございます。確かに区の南側、特に玉川地域につきましては、整備がなかなか進んでいないという現状は、こちらとしても課題として認識しております。今回、整備計画で計画的な整備というところを掲げておりました。あわせて、増改築等の機会もございますので、そういった様々な機会を捉えながら、この整備計画に縛られることなく、柔軟な対応で整備を進めていきたいと考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(16) 第二次世田谷区不登校支援アクションプラン（案）について、本件に関

して、北村教育政策部副参事（教育支援特命担当）より説明をお願いします。

○北村教育政策部副参事（教育支援特命担当） それでは、私から、第二次世田谷区不登校支援アクションプラン（案）について説明いたします。

1の主旨は記載のとおりでございます。

2の計画案の内容及び3の素案からの変更点につきましては、別紙1、2、3を添付しております。こちらにつきましては、昨年十一月に本委員会で御報告させていただきました素案からの主な変更点につきまして、別紙2のホチキス留めの本文で御説明させていただきます。

ホチキス留めの本文の六ページを御覧ください。 図表01、世田谷区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移でございますが、合計の折れ線グラフが平成二十九年度から平成三十年及び令和元年度から令和二年度について増加しておりますが、その増加の要因を右の七ページに追記しております。

一〇ページを御覧ください。 図表04―2の下のほうに不登校になった要因につきまして、学校内で直接的に児童・生徒と関わるスクールカウンセラー及び教育相談員がまとめた分析結果について追記をさせていただいております。

一五ページを御覧ください。このコロナ禍における分散登校、オンライン学習の不登校児童・生徒への影響等についてコラムを追記しております。オンライン学習を進める中で、不登校傾向にあった子どもたちが授業や学習活動、学級活動などに参加するケースも見られたことなどを紹介しております。

次に、二八ページを御覧ください。こちらは、2、不登校児童・生徒への支援の方向性でございます。①の項目を多様性や個性を認め伸ばす学校づくりに変更いたしました。児童・生徒の個性に応じて、その多様性を認め、自己有用感や自己肯定感を高めながら、安心して通い続けられる学校づくりが重要というふうに修正をさせていただいております。

続いて、三〇ページを御覧ください。教育総合センターにおける不登校支援の推進のイメージ図について追記をさせていただきました。また、その下でございしますが、4の第二次不登校支援アクションプランの目標について、一部修正を加えてございます。(1)児童・生徒一人一人の多様性や個性を認め伸ばす学校づくりでは、様々な教育活動や体験活動を通じ、学校生活が楽しいと感じる児童・生徒を増やしていくこと、それから、(2)では、不登校の児童・生徒一人一人の状況に即した適切な支援へのつなぎといたしまして、不登校児童・生徒、保護者の状況を的確に把握して、どこにも支援がつかっていない児童・生徒の減少を図ることとしてございます。

四三ページを御覧ください。多様な教育機会や居場所の確保についての記載でございます。ちよつと見にくいのですが、ポツの二つ目からポツの四つ目の部分までを追記してございます。こちらは、不登校特例校とほつとスクール、それぞれの役割と機能について記載を追記してございます。

また、四九ページから、資料編を新たに追加してございます。

恐れ入りますが、かがみ文にお戻りください。4の今後のスケジュールでございますが、こちらは記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。また、これまでの意見を反映いただきまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

このプランの修正ではないのですけれども、教育相談について、二点だけお願いをできればと思います。一つは、中学校卒業以降も相談に応じていただければというのが一点目です。もう一点目は、福祉的な支援の情報が相談窓口から保護者の方々に十分に伝わっていない場合もあるようですので、学校の先生

からはなかなかそうした情報は伝わりにくいと思いますので、相談窓口において、福祉の情報も保護者の方々に伝えていただけるよう、御配慮いただければと思います。

○北村教育政策部副参事（教育支援特命担当） 今、二点ほどいただきました。一つは、学校を卒業してからの相談支援ということ、それから、福祉的な相談というところでございましたけれども、本文の中にも、特に福祉的な相談につきましても記載をしております。様々なケースに応じてつなげていくということ、まず、福祉的な相談の窓口であったり、どういう手段があることを教育相談の相談員が知るということも非常に大切だと思っておりますので、そういったことを含め、しっかりと対応していきたいと思っております。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。ほかはよろしいですか。それでは、次に進みます。

(17) 第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画（案）について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 それでは、第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画（案）について御説明いたします。

1の主旨でございます。本件は、第二次世田谷区立図書館ビジョンの第二期行動計画の計画期間が令和三年度で終了いたします。この計画を引き継ぎ、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造のさらなる実現を目指し、検討を進めてきたところでございますが、素案を踏まえ、案を取りまとめましたので、報告するものです。

2の案の概要でございます。(1)計画期間については、記載のとおりでございます。

(2)計画内容といたしまして、別紙の本文冊子と概要版でまとめておりますので、後ほど説明いたします。

(3)重点プロジェクトでございますが、こちらは四つのプロジェクトと一つの視点ということで、これも記載のとおりでございます。

3、素案からの主な変更点でございます。こちらでございますが、事業項目ごとに二年間の取組み内容を定めるとともに、様々ないただいた議論を踏まえて修正してございますが、本日は概要版を中心に御説明をさせていただければと思います。

主な変更点でございますが、概要版のほうを御覧いただければと思います。A3判の資料です。こちらにつきまして、まず、資料の左上の点線の囲みのリード文で、計画の主な概要について記載しておりますが、二段落目の文章に図書館運営体制あり方検討委員会からの報告を踏まえた三つの中央図書館のマネジメント機能の強化、民間活用、(仮称)図書館運営協議会の設置、この三つの柱の取組みについて、これを着実に進めるということを明記したというところでございます。

また、次に、資料の右側半分の記載に四つの重点プロジェクトについて、事業項目を整理、修正してございます。例えばでございますが、一点目の誰もが安心して利用し続けられる図書館におきましては、「利用者がつながり交流を生む事業の検討・実施」を追記しております。また、三点目、子どもの発達段階に応じた読書機会の提供による読書習慣の継続の中に、「中央図書館を活用した若い世代を対象とした機能整備の検討・実施」というものを修正、追記してございます。また、四点目、ICTの活用によるサービス向上とDXの検討におきましては、「地域資料の電子化の推進及び電子資料の公開方法等利活用の検討」を追記し、また、重点プロジェクトの1と重なっていた部分については、4に統一するなどの整理をしているところでございます。

次に、本文、冊子のほうでございますが、こちらにつきましても、事業項目ごとに令和四年度、令和五年度の二年間の取組み内容を定めるとともに、文言

修正、追記をしてございます。こちらにつきましては、かがみ文の裏面にございますような内容でございますが、例えば、障害者サービスの充実、点字図書館やサピエ図書館等の充実の内容でございますとか、また、今後の図書館カウンターの在り方を検討していくこと等と明記しているところがございます。

恐れ入ります、最後、かがみ文の裏面、4の今後のスケジュール（予定）でございしますが、三月、計画の策定に取り組むということで取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(18) 各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和四年二月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定といたしましては、八日に第三回、二十八日に第四回教育委員会定例会が予定されています。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によつては、行事が変更となる可能性があることを申し添えます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 (19)その他の連絡事項等はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 本日は資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、栗井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、安藤教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当）、谷澤生涯学

習・地域学校連携課長、書記の堤教育総務課調整係長の出席をお願いいたします。

ほかの事務局職員及び速記者は、御退席をお願いいたします。

午前十一時五十分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午後零時八分非公開の会議終了

○渡部教育長 それでは、次回の教育委員会は二月八日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後零時九分閉会